

## フランスの高等教育機関と学位授与権

大場 淳  
広島大学准教授

日本において学位（学士、修士、博士）の授与権を有する機関は、構造改革特別区域における株式会社の特例として設立する大学を除いて、国・地方公共団体（それらが設置する国立・公立大学法人を含む）及び学校法人が設立する大学である。国の法令で直接に設置が定められる国立大学を除いて、これらの大学は、学校教育法及び大学設置基準に基づいて国（文部科学大臣）の設置認可を受けることによって設立が認められ<sup>1</sup>、教育を行うとともにそれぞれの大学の名において学位の授与が可能となる。

このように日本においては、大学の設置と学位授与権が共に国の認可の対象となっているが、例えば米国では、大学は州政府の認可によって設立され、実質的な学位授与権は適格認定(accreditation)によって付与されるように<sup>2</sup>、大学設置認可と学位授与権の付与が分離されている国も少なくない。また、学位授与が大学固有の権限とされずに国の名の下で行われるフランスのような例も見受けられる<sup>3</sup>。

フランスは政府による高等教育統制が強い国とされ（Neave, 2004）、国立である大学は国の法令によって直接に設立されるなど、日本との共通性が数多く認められる。しかしながら、同国の法令は高等教育機関の設置は原則として自由とし、実際に私立機関が多数存在する一方で、政府は学位授与に関して厳しく統制を行っていることの全容は必ずしもよく知られていないのではないだろうか。先に述べた学位が国の名において授与されることも、このような制度の中に位置付けているのである。そしてその制度は、ボローニャ・プロセス後大幅な改革が進められている。

本稿の主たる目的は、フランスにおける高等教育機関や学位の法的位置付け並びにボローニャ・プロセス以降の関連制度改革の概要を示すことである。高等教育関連法令は非常に多岐に亘り有機的に結び付いて複雑であるが、本研究は改正動向を追いつつそれらを読み解き、更に限られた範囲ではあるが、得られた知見に基づいて大学や学位の概念が変容してきていることを示すことも試みることにしたい。

### 1 高等教育機関と学位

#### (1) 高等教育機関全般にかかる原則

1875年7月12日の高等教育の自由に関する法律第1条（現教育法典L. 151-6条）<sup>4</sup>は「高等教育は自由である」とし、原則として高等教育(enseignement supérieur)の実施は個人（又は団体）の自由であると定めている<sup>5</sup>。国は設置者の資格要件や必要事項、申請手続等について若干の規定を設けるだけで（後述）、私立学校設置は原則自由とされる。但し、これらの学校が財政的支援や学位授与権を得るには、国との契約や国からの認証が必要である。

私立学校の設置を自由とする一方で、L. 111-1条は教育は国家の最優先事項と定め、教育は公役務(service public)であって特段の定めがない限り（地方公共団体ではなく）国が責任を負うとされる（L. 211-1）。憲法（1946年憲法前文<sup>6</sup>）及びそれを受けた教育法典L.141-1条は、国は正規教育・正規外教育・文化の享受を保証するとともに、高等教育を含むあらゆる段階の無償で宗教から独立した公教育(enseignement public)を編成しなければならないとし、教育に関する国の責務を広範に定めている。

高等教育にかかる国の責務は、国民教育省及び他の省庁が所管する高等教育である公高等教育(service public de l'enseignement supérieur)（L. 123-1）によって担われる。公高等教育は必ずしも国が国立機関に

において直接に実施する教育に限られず、私立機関が国の定める諸手続の下で実施する高等教育も含まれる。公高等教育においては、国家免状(diplôme national)や学位(grade)・称号(titre)の授与や定義(同第1項第2号)、高等教育機関の適切配置(L. 211-6)、人件費支払い(L. 211-8)は国の役割とされる。L. 123-2条は、公高等教育は、①教育の基礎となる研究の発展及び国・国民の学術的・文化的・職業専門的向上、②計画の枠組における地域的・国家的成長、経済的繁栄、現在の需要及び将来の需要予測を踏まえた雇用政策の実現、③社会的・文化的不平等の削減、文化と研究の最も高い形態への到達を全ての意欲と能力のある者に保証しつつ男女間の平等を実現すること、④欧州高等教育・研究圏の創設に貢献すると定め、更に同条以下の条文が公高等教育の使命や活動等を規定している。

また、同国の法令は高等教育に対して自律性を保障しており、大学及びその他の高等教育機関は、その教員に対して思索と知的創造に不可欠である独立と平穩の条件の下で教育研究活動を行うための手段を保証しなければならない(L. 123-9)、公高等教育は宗教から独立し、政治的・経済的・宗教的・思想的な影響から免れつつ、知識の客観性に忠実であって意見の多様性を尊重しなければならない(L. 141-6前段)、更に、教育研究の自由で創造的且つ批判的な学術的発展を保証しなければならない(同後段)と定めている。また、公高等教育は、利用者(学生)及び教職員を構成員とし、その運営について利用者・教職員の外に公益及び経済・文化・社会活動の代表者を加えるべきことを定め(L. 111-5)、機関が民主的に運営されるとともに、社会の意向が反映されるための方策を規定している。

以上のように、フランスの法令は高等教育機関の設置を自由とする一方で、公高等教育にかかる国の責任を広範に定め、機関の自律性を認めつつも、内部組織や運営の在り方を規定し、更に以下に述べるように国家免状や学位・称号にかかる権限を国が全面的に掌握することによって、高等教育に対して政府が強い統制を行っていることが理解されよう。

## (2) 学位制度

学位(英語の"degree")は、日本における公的解釈では、一定水準の教育を受けて知識・能力を持つと認められる者に対して学術の中心である大学によって授与される国際的にも通用するものとされる(文部科学省, 2005)。現在、学校教育法によって、博士、修士、学士、専門職学位、短期大学士が学位に位置付けられている。他方、法令上大学やその他の高等教育機関が授与するものとして称号(英語の"title")—従来の学士や準学士<sup>7</sup>等—があるが、これは特定の学校を卒業したことについて本人が称することができるものとされ、公に一定の価値・榮譽があるものの国際的にはどのような知識・能力を持つか理解され難いことがあるとされる(同上)。

フランスの法令においても学位(grade)と称号(titre)は区別され、大学の学位・称号及び国家免状に関する政令第2002-481号によって、前者は欧州高等教育圏に対応して授与され、後者は中間的段階で与えられると定められている(第1条)。学位・称号は、国の名の下で授与される免状(diplôme national)保持者に対して与えられる。学位・称号が教育領域共通に学修水準別に与えられるのに対して、国家免状は水準別且つ領域毎に授与される。また国家免状は、授与する機関・手法に関わらず、同等の権利(例えば国家公務員試験受験資格)を保持者に与える(第2条)。

法令上、バカロレア(baccalauréat)、学士(licence)、修士(master)、博士(doctorat)が学位に位置付けられている。中等教育修了証且つ大学第一学位と位置付けられているバカロレアを除いて、それぞれの標準学修期間は3年、2年(計5年)、3年(計8年)であり、欧州高等教育圏に対応した現在の学位構造(大学教育体系)は、それぞれの学位名の頭文字又は標準学修期間を用いて"LMD"又は"3-5-8"と称されている<sup>8</sup>。そのうち学士は、LMD導入に際して、従来の大学三年次の1年間の課程修了者に授与される

リサンス(licence)が入学後3年間の学修に対して与える第一学位に変更されたものであり<sup>9</sup>、同様に修士はLMD導入に際して新設されたものである。学位取得に結び付かないその他の免状は、法科適格証(certificat de capacité en droit)<sup>10</sup>、大学教育進学免状(diplôme d'accès aux études universitaires: DAEU)<sup>11</sup>、高級技手資格証(brevet de technicien supérieur: BTS)<sup>12</sup>、大学短期技術教育免状(diplôme universitaire de technologie: DUT)<sup>13</sup>、職業技能教育免状(diplôme d'études universitaires scientifiques et techniques: DEUST)<sup>14</sup>、大学一般教育免状(diplôme d'études universitaires générales: DEUG)<sup>15</sup>、国家認定案内業・通訳国家免状(diplôme national de guide-interprète national: DNGIN)<sup>16</sup>、メトリーズ(maîtrise)<sup>17</sup>、高等専門職課程免状(diplôme d'études supérieures spécialisées: DESS)<sup>18</sup>、専門技術国家免状(diplôme national de technologie spécialisée: DNTS)<sup>19</sup>、専門研究課程免状(diplôme d'études approfondies: DEA)<sup>20</sup>、技術研究課程免状(diplôme de recherche technologique: DRT)<sup>21</sup>、研究指導資格(habilitation à diriger des recherches: HDR)<sup>22</sup>である(高等教育国家免状に関する政令第84-573号)。なお、学士、修士、博士は学位であると同時に国家免状の名称ともなっている<sup>23</sup>。

法令上、学位・称号及び国家免状は明確に位置付けられているが、制度の仕組みは非常に複雑である。それは大学関係者にとっても理解困難な部分があり、例えば、学位・称号と国家免状の関係(特に学位と国家免状の名称が同一である学士等について)はよく理解されていないのが現状である(Manceau, 2002)。一般的には、学位・称号も包含して「免状(diplôme)」が用いられており、例えば1998年の4国高等教育大臣会合のソルボンヌ宣言及び1999年のボローニャ宣言の仏文においても、学位(英語の"degree")は全て"diplôme"と表記されている。本稿では、大学の学位及び称号の授与に繋がる国民教育大臣による国家免状の授与権認証(habilitation)を学位授与権認証と記している。

以下の節では、大学とそれに類する機関(後述のEPSCP)とそれら以外の機関に分けて<sup>24</sup>、それぞれの機関の法的位置付け、関連する学位等にかかる制度を見ることとしたい。

## 2 大学及びそれに類する機関

### (1) 学術的・文化的・職業専門的性格を有する公施設法人(EPSCP)

大学(université)は、公施設法人(établissement public)<sup>25</sup>の一形態である学術的・文化的・職業専門的性格を有する公施設法人(établissement public à caractère scientifique, culturel et professionnel: EPSCP)の一種である(L.711-2)。EPSCPの設置は政令で決められ(L.711-4)、①大学(国立理工科大学(institut national polytechnique: INP)を含む)(政令第2000-250号第1条)、②大学の外に置かれる教育研究施設(école/institut)(同第2条)、③特別高等教育機関(grand établissement)(同第3条)、④国外のフランス学校(école française à l'étranger)(同第4条)、⑤高等師範学校(école normale supérieure)(同第5条)が含まれるが、大半の学生を受け入れているのは大学である。EPSCPには原則として以下の規定が適用される。

- 法人格並びに教育・学術・管理・財政上の自律性を有する。(L.711-1第1項)
- 教職員、学生、外部者の協力の下で民主的に運営される。(同第2項)
- 複数の学問領域に渡るものであり、異なる専門の研究教員、教員、研究員を雇用し、知識の前進、並びに学術的・文化的・職業専門的教育—特に職業の実践に至るもの—に寄与する。(同第3項)
- 自律的である。法律によって与えられた使命遂行に際して、法令の下で契約の条項に従って、教育・研究・資料収集に関する政策を決定する。(同第4項)

大学のみに関係する規定は、EPSCPについて規定した教育法典第7編第1章の第2節(大学)、第3節(部局等)、第4節(共用施設)に規定された諸条文である。これらの条文の規定には、学長は三評議会<sup>26</sup>で選出されること、大学は学則を制定すること、一定の範囲で自己の内部組織を決定すること、

部局と共用施設（図書館等）で構成されること、部局は教育研究単位(UFR)<sup>27</sup>とその他の教育研究施設(institut/école)から構成されることなどが含まれる。他の EPSCP と比較して、運営の民主性が強調されていること、複数の学問領域が集合すること、それを担う部局を支える仕組みが設けられていることなどが大学の特徴として指摘できる。

他方、EPSCP の全てが通常大学が有している機能（学生を対象とした教育や学位の授与、研究等）を有している訳ではない。特に特別高等教育機関は大学に適用される様々な規則から逸脱することが認められ、実際、大学とは大きく性格が異なるものが見受けられる。例えば、生涯学習機関と位置付けられるコレージュ・ド・フランス(Collège de France)は入学手続等を受講者に要求せず、一切の免状（学位・称号）を授与しない。また、国立自然史博物館は資料保存・収集及びその展示や普及が主たる業務であり、パリ天文台は天文学の中心的研究機関であって、両者とも学位プログラムを提供するものの主たる任務は研究活動や普及活動である。また、国外のフランス学校は文字通りフランス外にある同国政府設置の教育施設である。

法令は、大学を中心に国立高等教育機関を規定しつつも、行政的な理由によって大学外の多様な国立機関を EPSCP に含めている（Champagne, 2003）。この多様性は、時の必要性に応じて大学とは異なる高等教育機関の設置を可能としており、例えば 1972 年以降技術大学(université de technologie: UT)が設置され、また、最近パリ第 9 大学は特別高等教育機関に地位が変更されている。

## (2) 大学の学位・称号と国家免状

大学の学位及び称号(grades et titres universitaires)は国が独占するとされ（L. 613-1 第 1 項）、それらの授与は機関固有の権限でない。高等教育機関が学位・称号を所定の課程を修了した者に与えるためには、対応する国家免状の授与権認証を国から受けなければならない、これを受けた機関のみが国の名の下で学位等の証書である免状を授与することができる（同第 2 項）。当該国家免状に基づいて、その保持者は学位又は称号を得るとされる。

国から学位授与権認証を受けることができる機関は大学に限定されない。教育的・学術的自律性を持つ教育機関であることを原則としつつ（政令第 2002-481 号第 4 条）、それぞれの学位・称号毎に申請できる機関や認証手続、基準等が定められている。以下、学士、修士、博士について、どのような機関が申請可能とされているかを見ることとしたい。

学士の授与権認証を受けることができる高等教育機関は大学である（2002 年 4 月 23 日付学士学位に至る大学教育に関する省令第 8 条）。但し、他の国立高等教育機関（含公施設法人、以下同じ）が大学と共同で認証を受けることができ（同第 12 条第 1 項）、また、国立以外的高等教育機関も、大学と協定を結ぶことによって、当該大学の責任の下で学士教育を行うことができる（同第 3 項）。

修士の授与権認証の対象は、LMD 導入以降大幅に拡大された。原則として EPSCP が単独又は他の国立高等教育機関と共同で授与権を受けることができ（2002 年 4 月 25 日付修士国家免状に関する省令第 7 条第 1 項）、EPSCP 以外的高等教育機関は、認証を受けた EPSCP と協定を結ぶことによって当該 EPSCP の責任の下で修士教育を行うことができる（同第 8 条）。但し、職業的知識・技能にかかる修士（職業修士）については EPSCP 以外的高等教育機関も授与権認証を受けることができるとされ（同第 15 条）、これによってグランド・ゼコルの多くが修士を授与することが可能となった。

博士は、2002 年 4 月 25 日付博士教育に関する省令第 7 条で、大学、高等師範学校、高等教育担当省の許可を受けたその他の国立高等教育機関が授与することが可能であるとされていた<sup>28</sup>。当該省令は 2006 年 8 月 7 日付博士教育に関する省令で全面改正され、原則として博士院(école doctorale)においてのみ実

施されることとなり（第13条第1項）<sup>29</sup>、申請対象が拡大された。

博士院は大学の部局や学外の教育研究機関からなるプログラム実施組織である。博士教育拡大を目的として1980年代末に導入されたもので、2000年から全面実施されて新規の学生は全て博士院で受け入れることとなった（Ministère de l'Éducation nationale et Ministère de la Recherche, 2001）。博士院は単独又は共同で申請され、原則として共同申請の場合は、少なくとも一つは国立の機関であり且つ相互に近隣に位置していなければならない（博士教育に関する2006年8月7日付省令第7条）。申請は研究・高等教育評価機関(AERES)の審査を受け、その結果に基づいて適格認定(accreditation)がなされる（同第6条）。

### 3 その他の高等教育機関

#### (1) EPSCP 以外の国立高等教育機関

EPSCPは国民教育省所管の高等教育機関であるが、同省所管の技師養成校や一部の大学附設教員養成センター(IUFM)、他省庁所管の機関は、法令上は行政的性格を有する公施設法人(établissement public à caractère administratif: EPA)であって、教育機関としての特別の地位ではなく他の同種の法人と同等の地位を有している。技師養成校については私立校も含めて後述することから、本項ではIUFMのみを取り上げて紹介し、他省庁の機関については小規模であるので割愛する。

IUFMは、学士取得者を主対象として学生募集を行う初等中等教員の養成機関である。2年間の養成活動後の審査合格者には学校教員専門免状(diplôme professionnel de professeur des écoles: DPPE)が大学区長(recteur)<sup>30</sup>から授与される。IUFMは教員養成制度と密接に結び付いており、DPPE取得者は同時に学校教員免許(certificat d'aptitude au professorat des écoles)を得て教員に採用される。IUFM自体は免状授与権を有しておらず、前述審査の審査会長はIUFM所在地の大学区長又はその代理人である。一部のIUFMでは大学と協定を締結することによって修了者に修士を授与しているが、IUFM制度自体で規定されたものではない。IUFM長会議は、DPPEが国際的認証性に乏しく、国民教育以外の領域での通用性を欠くことから、全ての修了者への学位(修士)授与についての検討を進めている(CDIUFM, 2007)。なお、IUFMは2005年の学校の未来のための教育基本・計画法で2008年までに大学に統合されることが決められ、2007年以降統合手続が進められている。

#### (2) 私立高等教育機関

私立学校(学校設立に至らない講義を含む)は、原則として、25歳以上のフランス又は他の欧州連合国あるいは欧州経済地域(Espace économique européen/European Economic Area)の国民並びに高等教育提供を目的として適法に組織された団体<sup>31</sup>(以下「私学設立人・団体」と言う)が教育法典L. 731-1~L. 731-18条で規定された手続や基準(下記)に基づいて自由に開講乃至機関を設置すること(以下「機関設置等」と言う)ができる(医学と薬学を除く)<sup>32</sup>。

機関設置等に際して、国又は地方公共団体の認可等は不要である。但し、私学設立人・団体は、設立者及び管理者の名前、職業、住所、団体の集合場所、設立規定を、大学区長・県の国務所・管轄裁判所の検事総長又は検事正の三者宛に届け出なければならない(L. 731-2)。これとは別に、開講に際して講義担当者による講義場所及び教育目的等にかかる届出が必要である(L. 731-3)。機関は、少なくとも3人によって管理され、教員及び教育プログラムの一覧を当局に提出しなければならない<sup>33</sup>(L. 731-4)。また、文・理・法の各学部については、少なくとも100人の学生を収容できる教室と講堂、学習室、専門の図書館が必要とされ、理学部については、上記に加えて、教育に必要とされる物理・化学

の実験室、物理・自然史施設(cabinets de physique et d'histoire naturelle)を有しなければならない (L. 731-6)。なお、私立高等教育機関が大学の名称を用いることは禁じられている (L.731-14)<sup>34</sup>。これらの手続や基準等が私立機関に適用されるものの全てではないが<sup>35</sup>、機関設置等の認可が不要であることなど、日本の法令で定められた私立大学設置の条件より遙かに緩やかなものであることが見て取れよう。

私立高等教育機関には、大きく分けて、私立自由高等教育機関(établissement privé d'enseignement supérieur libre)と私立職業専門高等教育機関(établissement privé d'enseignement technique)の二種類がある<sup>36</sup>。前者は、前述 1875 年法 (現在は教育法典に収録) に基づいて設立される総合的私立高等教育機関である。後者は、次項で述べる技師養成校や商業・経営学校等のいわゆるグランド・ゼコルである。これらの学校は、一部を除いて国立機関と連携して学位の授与を行うのが通例であったが、近年の改革で職業修士等の学位授与権認証を受けることが可能となっている。

### (3) 技師養成校及び商業・経営学校

技師養成校(école d'ingénieurs)及び商業・経営学校(école de commerce de gestion)は職業専門教育(enseignement technique)を提供する学校であり、大学内に設置されたものを除けば、いわゆるグランド・ゼコルの大半を構成する学校群である。技師養成校及び商業・経営学校の法的地位は、大学内施設、EPSCP、EPA、私立機関と多様であるが、これらの学校が授与する称号の多くは国の統制を受けており、公務員試験受験資格等において学位と同等の効力を有するだけでなく、学位よりも威信が高いものが少なくない。

2006-07 年度現在、247 校の技師養成校があり、109 千人の学生が学んでいる。247 校のうち 94 校が大学内施設 (含 INP/UT)、86 校が大学外にある学校、67 校が私立校である<sup>37</sup>。技師養成校が技師称号を授与するには、設置形態に教育プログラムの適格認定を技師称号委員会(CTI)から受けなければならない。なお、技師養成校も修士を授与することは可能であるが、これは留学生を主対象とする国際プログラムによるものであって、技師養成校の主たる教育活動は技師称号授与に繋がるプログラムである (学位授与権認証にかかる国民教育省通知)。

商業・経営学校は、私立又は商工会議所が商業担当省の許可を受けて設置される学校である (1898 年の商工会議所に関する法律第 14 条)。2006-07 年度現在、商業・経営学校 223 校に 87 千人の学生が在籍しており、そのうちの 2/3 は国の証明を受けた免状を授与する学校の在籍者である。法令上、商工会議所は経済公施設法人(établissement public économique)であって公施設法人(établissement public)の一つと位置付けられ、国務院決定(décret en Conseil d'État)で設置されるものである (1898 年の商工会議所に関する法律第 2 条)。それが設立する商業学校には私立職業専門学校(école technique privée)の規定が準用される (L. 443-1 及び L. 753-1)。

### (4) 中等教育機関で実施される高等教育

中等教育機関で実施される高級技手養成短期高等教育課程(STS)及びグランド・ゼコル予備級(CPGE)は、法令で高等教育と位置付けられその諸原則が適用される (L. 611-1)。これらのうち、STS については国家免状 (高級技手資格証(BTS)) がその修了者に授与されるが、CPGE 修了者には免状は一切授与されず、各年度末に ECTS に基づく履修課程証明書(attestation descriptive du parcours)が発行されるのみである。LMD 導入後、CPGE の欧州高等教育圏対応が検討されていたが、2007 年の政令改正 (第 2007-692 号) によって ECTS を介して大学教育との互換性が確保されることとなった。但し CPGE の履修期間は 2 年のままであり、免状は授与されない点に変更はない。

## 4 考察～質保証制度整備に向けて

前節までにおいて、フランスにおける高等教育機関、設置者、学位等の法的位置付けについて見てきたが、同国の制度は、機関設置等を自由とする一方で、高等教育にかかる国の責務を広範に定めて大学を始めとする国立高等教育機関を多数設立し、更に学位授与権認証によって国立・私立を問わず学位・称号を強力に統制するものであることが明らかとなった。すなわち、国は自ら機関を設置することによって高等教育の大半を提供するとともに、学位授与権認証を通して私立機関にもその統制を及ぼしており、ニーブ (Neave, 2004) が指摘するように、政府による高等教育の管理が隅々まで行き届くような制度になっていることが理解できよう。この仕組み—特に学位授与権認証—は、同国における伝統的な質保証制度の根幹であった。

しかしながら、こうした事前統制を中心とする高等教育統制の在り方は、世界的に新自由主義が行政全般に広がって公役務の市場化が進められる中で大きな変革を迫られている。欧州規模で推進されているボローニャ・プロセスは、こうした高等教育の市場化に対応するものである (Teixeira et al., 2004)。フランスにおいても、LMD 導入に際して学位授与権認証の在り方は大きく変わり、その申請対象が大幅に拡大するとともに、IUFM のように運用によって学位授与を図っている例も増えてきている。また、行財政面でも予算組織法(LOLF)施行等によって規制緩和が進められ、第三者評価を中心とする新しい質保証制度の整備が図られている (大場, 2008)。

このような改革において、従来学位と密接に結び付けられて構成されていた大学の概念が次第に稀薄になっていることに留意すべきであろう。フランスでは高等教育機関設立自由の原則の下で従来から国立・私立を問わず多様な機関が存在してきたが、学位授与に至る免状は原則として大学に対して授与権が認められ、それ以外の機関に対しては例外的に一部の機関に認められていたに過ぎなかった。しかしながら、2006年の省令改正によって博士は高等教育機関・研究機関の連合体である博士院にのみ申請権が認められ、必ずしも大学が含まれなくともよい制度となり、また、職業修士は大学外の高等教育機関にも幅広く授与権申請が認められている。更に、現在は申請権が大学に限定されている学士についても、CPGEに対象を広げる議論がある一方で (Lecherbonnier, 2006)、2007年の政令第2007-692号によって欧州単位互換制度(ECTS)を通じて学士教育との接続が容易に行われることとなった。今日、フランスにおいて、学位は大学の独占から程遠い状態になっているのである。

学位授与権の申請対象拡大は、大学外の高等教育機関における学修成果の国際通用性を主たる目的とするものである。このことは、従来学位と深く結び付いていた大学の概念が次第にそれとは切り離され、他の高等教育機関との境界が不明瞭になりつつあるという結果をもたらしている。更に、中等教育機関で実施されるCPGEの例のようにECTSを通じて学修成果が免状(学位・称号)以外によって容易に示されるようになっており、学修成果証明機能において免状自体の機能が相対的に低下していることも留意に値しよう。現在欧州規模で進められている質保証制度の整備は学修成果の可視性を高めることとしており<sup>38</sup>、それは従来の大学や学位の概念の根本的変革を伴っている。ある意味では、大学・学位を中心とした高等教育制度から、透明性を旨とする質保証を中心とした制度へ移行しつつあると言えるのではないだろうか。本研究は法令面からフランスの高等教育制度を分析したものであるが、同国の法令改正にそのような改革の方向が明瞭に認められる。

## 5 結語

今日、高等教育の大衆化が世界的規模で進展し多様な教育提供が必要とされる一方で、知識経済社会とされる21世紀の大学には技術革新、人材育成において主たる役割が期待され、激しくなる国際競争

の下でこれまでとは異なる大学像が求められるようになってきている (Dizambourg, 2007)。本稿で見た質保証制度を中心とした制度への移行はかかる新たな大学像を求めて推進されているものであるが、同時に高等教育で生じている様々なパラダイム転換に並行して行われていることを最後に指摘しておきたい。

タイヒラー (2006) は、ボローニャ・プロセスを「高等教育における国際化政策の基本的なパラダイム・シフトの表現」と捉え、また、ポル (Pol, 2007) は、教員・講義内容を中心とした手法から学生・結果に重点を置いた取組へのパラダイム転換を大学教育の価値を高める有効な手法と見つつ、ECTS 導入を大学教育の全面的な再構築の手段と受け止めている。日本においても、平成 12 年の文部省調査研究会『大学における学生生活の充実方策について (報告) —学生の立場に立った大学づくりを目指して—』(大学における学生生活の充実に関する調査研究会, 2000) が「教員中心の大学」から「学生中心の大学」への視点の転換を求めたことは記憶に新しく、1990 年代以降に教授法改革を目的とする FD や第三者評価制度の整備が推進されてきていることは、日本の高等教育改革が同じような文脈に位置していること意味しよう。

本稿が明らかにしたフランスにおける大学・学位等にかかる法的枠組の変化は、単なる制度改革に止まるものではなく、それは世界的に進む高等教育のパラダイム転換を反映したものであって、これまでの大学や学位、更には学生の地位や教員の役割の根本的な変化を伴うものである。大学の長い歴史に鑑みれば改革は始められたばかりであり、改革が実際に機能するには、当事者が実効的に改革に参加しその理念や目的が共有されることが必要であって時間も要するが (Clark, 1998)、今後、日仏両国においてそれぞれに適合した新たな大学像構築に向けて息の長い取組が求められよう。

## 注

- <sup>1</sup> 新規の私立大学の場合は、私立学校法に基づいて学校法人の設立も認可対象である。
- <sup>2</sup> 適格認定を受けずに学位を出すことは可能であるが、当該学位は偽学位(degree mill)とされて市場価値を持たない。
- <sup>3</sup> 正確には学位(grade)ではなく免状(diplôme)が国から授与される。詳細は第 1 節(2)参照。
- <sup>4</sup> 特に断りのない限り、以下に引用する法令は教育法典(Code de l'éducation)の条文である。
- <sup>5</sup> 教育法典やその他の法令で高等教育の定義が存在しないため、ここで言う「高等教育の自由」の内容の詳細は不明である。Prélot (1989) によれば、高等教育の積極的定義は困難であって、中等教育に引き続いて行われる教育といった定義が一般的である。
- <sup>6</sup> 現行憲法は 1958 年制定であるが、その前文で 1946 年憲法前文は引き続き効力を有すると定めている。
- <sup>7</sup> 現在はいずれも学位と見なされている (学校教育法附則)。
- <sup>8</sup> 学修量を測る基準として標準学修期間に代わって欧州単位互換制度(ECTS)に基づく単位が利用されることが多くなったことから、現在では専ら LMD が用いられている。
- <sup>9</sup> LMD 導入前後において licence の性格が異なっていることから、本稿では導入前の licence を「リサンス」、導入後のそれを「学士」と記すこととする。
- <sup>10</sup> バカロレア不保持者に対して法学関係の高等教育教育への進学を可能にする免状。17 歳以上の者全てに開かれた養成課程修了者に授与される。
- <sup>11</sup> バカロレア不保持者に対して試験によって大学進学を可能にするための免状。
- <sup>12</sup> 高等学校(lycée)附設の高級技手養成短期高等教育課程(STS) (2 年間) の修了者に授与される免状。
- <sup>13</sup> 大学附設技術短期大学部(IUT) (2 年間) の修了者に授与される免状。
- <sup>14</sup> 特定の職業需要に密接に対応した大学一・二年次の職業教育課程修了者に与えられる免状。



- 15 LMD 以前の大学における最初の 2 年（第一期）の一般教育課程修了者に与えられる免状。
- 16 外国語や歴史等に関する 2 年以上の課程修了者を対象として開講される 1 年間の案内業・通訳に関する課程修了者に授与される免状。
- 17 LMD 導入以前の大学四年次の教育課程修了者に与えられる免状。
- 18 大学等五年次の高度専門職業課程修了者に授与される免状。
- 19 BTS 又は DUT 保持者を対象とする 1 年間の職業教育課程修了者に授与される免状。
- 20 大学等五年次の博士課程進級を目的とした課程修了者に授与される免状。
- 21 大学附設職業教育部(IUP)修了者（バカロレア後 4 年間）を主な対象として開講される 2 年間の課程修了者に授与される免状。
- 22 博士号取得後の研究成果に基づいて授与される免状。かつての国家博士(doctorat d'État)で、多くの領域では大学教授になるための要件とされる。
- 23 これらの外、大学三年次の職業教育課程修了者に授与に授与される職業学士(licence professionnelle)は学士の国家免状とされ、その保持者には学士の学位が与えられる（職業学士に関する 1999 年 11 月 17 日付国民教育省令）。
- 24 技師養成学校・商業学校には EPSCP も含まれるが、両学校はまとめて後者で取り扱う。
- 25 特定の公役務を行うために一定の自律性を与えられて設立された公法上の法人。日本の特殊法人に類似する制度である（平成 10 年特殊法人の情報公開の制度化に関する研究会報告書）。公施設法人の詳細については石村（1991）参照。
- 26 管理運営評議会、学術評議会、教務・学生生活評議会の三評議会。いずれも学長が議長を務め、教職員・学生代表、外部者から構成される。2007 年の大学の自由と責任に関する法律（大学自由・責任法）によって、学長は管理運営評議会のみによって選出されることになった。同法は 2009 年から順次適用される予定である。
- 27 学問領域毎に設置される大学の基本構成単位である。UFR は省令に基づいて設置されるが、大学自由・責任法適用後は大学がその決定を行う。
- 28 従前の 1984 年 7 月 5 日付博士教育に関する国民教育省令は、大学及び高等教育担当省の作成する一覧に記載された国立高等教育機関が博士学位を授与できるとしており、同省令に基づいて作成された一覧（1985 年 6 月 27 日付省令）には 27 機関が登録されていた。
- 29 例外として、国民教育省の許可を受けた出現過程の研究組織(équipe de recherche en émergence)においても実施されることができる（同第 3 項）。当該組織は博士院に付置される。
- 30 国民教育省の地方組織である大学区(académie)の長。
- 31 1875 年法では団体設立の根拠法が不明瞭であるが、団体に関する 1901 年法ではなく 1875 年法が適用されるのが理に適っており、適用した実例がある（Prélot, 1989 : 121-122）。
- 32 1972 年の遠隔教育に関する政令では法人による機関設立も想定している。但し、関係者を明確にすることが求められており、私学設立人・団体と同様に取り扱われるべきものと理解されている（Prélot, 1989 : 122）。
- 33 私立高等教育機関は、この届け出に関わらず特別講演を自由に行うことができる（第 4 項）。
- 34 1875 年法は当初 3 学部以上を持つ機関に「自由大学(université libre)」の名称を付すことを認めていたが、1880 年法で撤回された。
- 35 上記以外の条件は欠格条項や欧州連合以外の外国人にかかる条件、国による査察等であって、その

数は限られている。

- <sup>36</sup> <http://www.education.gouv.fr/syst/orgs6.htm> (平成 19 年 11 月 4 日参照)。
- <sup>37</sup> 国民教育省統計に基づく。他の統計データの出所も同様である。
- <sup>38</sup> 例えば、学位附属書(supplément au diplôme/diploma supplement)や欧州高等教育質保証協会(ENQA)の規  
準・指針書 (ENQA, 2005) の 1.3。

## 参考文献

- 石村雅雄「フランスの大学の設置形態の分析—特徴ある公施設法人 (établissement public)の法制度的検討—」『京都大学教育学部紀要』第 35 号, 1991, 165-176 頁。
- 大場淳「ボローニャ・プロセスとフランスにおける高等教育質保証—高等教育の市場化と大学の自律性拡大の中で—」『大学論集』第 38 集, 2008, 33-54 頁。
- 大学における学生生活の充実に関する調査研究会『大学における学生生活の充実方策について (報告)—学生の立場に立った大学づくりを目指して—』2000, 文部省。
- タイヒラー, ウルリッヒ『ヨーロッパの高等教育改革』2006, 玉川大学出版部。
- 文部科学省『新しい学位制度短期大学士がスタートします』2005, 同省。
- CDIUFM = Conférence des Directeurs d'IUFM, *Master et formation des enseignants*. CDIUFM, 2007, Paris.
- Champagne P., *L'organisation scolaire et universitaire*. PUF, 2003, Paris.
- Clark B.R., *The Higher Education System: Academic Organization in Cross-National Perspective*. University of California Press, 1983, Berkeley.
- Dizambourg B., Transformations universitaires: un modèle international?. *Revue internationale d'éducation*. n° 45, 2007, pp. 17-25.
- ENQA, *Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area*. Author, 2005, Helsinki.
- Lecherbonnier S., Classes prépas et LMD: à la recherche du consensus. *L'ORS*. n° 11, 2006, 9 octobre.
- Manceau C., Les labels de l'État: une terminologie complexe (1re partie). *La Lettre de l'Étudiant*. numéro 654, 2002, pp. 4-6.
- Ministère de l'Éducation nationale et Ministère de la Recherche, *Rapport sur les études doctorales*. MEN-MR, 2001, Paris.
- Neave G., The Temple and its Guardians: An Excursion into the Rhetoric of Evaluating Higher Education. *The Journal of Finance and Management in Colleges and Universities*. No.1, 2004, pp. 212-227.
- Pol P., Le débat universitaire en France: de la montée des tensions à la reconfiguration du paysage universitaire. *Revue internationale d'éducation*. n° 45, 2007, pp. 87-97.
- Prélot P.-H., *Les établissements privés d'enseignement supérieur*. Librairie générale de Droit et de Jurisprudence, 1989, Paris.
- Teixeira P., Jongbloed B., Dill D. and Amaral A., *Markets in Higher Education: Rhetoric or Reality?*. Kluwer, 2004, Dordrecht.

Résumé de l'article paru dans *Annales de la Société franco-japonaise des Sciences de l'Éducation*, numéro 36 (mars 2008), 44-55.

## Les établissements d'enseignement supérieur et les diplômes nationaux en France

Jun OBA

Université de Hiroshima

oba@hiroshima-u.ac.jp

Le système d'enseignement supérieur français est connu pour sa complexité en organisation, éclaté entre types d'établissements hétérogènes, des organismes de recherche, et des filières d'une part générales et d'autre part professionnelles. Un des objectifs de la réforme LMD, propulsée par le Processus de Bologne, a été de simplifier le système de formation supérieure et d'assurer ainsi sa visibilité internationale.

Toutefois, les différents types d'établissements, classifiés comme EPSCP et EPA et hiérarchisés entre les universités et les grands établissements, sont peu reconnaissables. De plus, les systèmes des grades, des titres et des diplômes nationaux, propres à la France, sont encore moins lisibles.

Ce document a pour objectif d'étudier, sur le plan juridique notamment, les systèmes concernant les établissements d'enseignement supérieur et les diplômes nationaux délivrés par ceux-ci, et d'analyser les changements apportés au système d'enseignement supérieur français en cette matière.

Ces changements ont brouillé la conception traditionnelle de l'université et celle des grades/titres universitaires, notamment sous l'influence du développement d'un nouveau système d'assurance de la qualité. Par ailleurs, c'est de pair avec le changement de multiples paradigmes, qui revendique une profonde mutation du système d'enseignement supérieur en France comme au Japon, qu'on procède aux réformes de l'enseignement supérieur.